

○加須市介護サービス利用者負担助成要綱

平成 22 年 3 月 23 日

告示第 88 号

改正 平成 25 年 9 月 17 日告示第 267 号

平成 27 年 3 月 31 日告示第 112 号

(目的)

第 1 条 この要綱は、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号。以下「法」という。）の規定により要介護又は要支援の認定を受け、介護サービスを利用している低所得者に対し、介護サービスに係る利用者負担の一部を助成することにより、低所得者の経済的負担を軽減することを目的とする。

(対象者)

第 2 条 助成を受けることのできる者は、介護保険法施行令（平成 10 年政令第 412 号）第 38 条第 1 項第 1 号から第 3 号までに掲げる者（生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）の規定による保護を受けている者を除く。）で、介護保険による介護サービスを利用しているものとする。ただし、次に掲げる者を除く。

(1) 法第 69 条第 1 項の規定により給付減額等の措置を受けている者

(2) 加須市社会福祉法人等による生計困難者に対する介護保険サービスに係る利用者負担額軽減制度事業実施要綱（平成 22 年加須市告示第 89 号）の規定による軽減を受けている者

2 前項の規定は、法に規定する第 2 号被保険者で介護サービスを利用するものについて準用する。

(平成 25 告示 267・平成 27 告示 112・一部改正)

(対象介護サービス)

第 3 条 助成の対象となる介護サービス（以下「対象介護サービス」という。）は、次に掲げるサービスとする。

(1) 法第 8 条第 1 項に規定する居宅サービス（特定施設入居者生活介護を除く。）

(2) 法第8条第14項に規定する地域密着型サービス（認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護及び地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を除く。）

(3) 法第8条の2第1項に規定する介護予防サービス（介護予防特定施設入居者生活介護を除く。）

(4) 法第8条の2第12項に規定する地域密着型介護予防サービス（介護予防認知症対応型共同生活介護を除く。）

(5) 法第40条第6号に規定する居宅介護住宅改修費の支給に係るサービス

(6) 法第52条第6号に規定する介護予防住宅改修費の支給に係るサービス

（平成27告示112・一部改正）

（対象経費）

第4条 助成の対象となる経費は、法第43条第1項に規定する居宅介護サービス費等区分支給限度基準額及び法第55条第1項に規定する介護予防サービス費等区分支給限度基準額の範囲で利用した対象介護サービスにおける利用者負担額から、次に掲げる額を除いた額とする。

(1) 法第40条第11号に規定する高額介護サービス費の支給額

(2) 法第52条第9号に規定する高額介護予防サービス費の支給額

（助成額）

第5条 助成金の額は、前条に規定する対象経費に25パーセントを乗じて得た額とする。

（平成27告示112・全改）

（申請）

第6条 助成を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、介護サービス利用者負担助成申請書（様式第1号）に、対象介護サービスを利用した日の属する月（以下「サービス利用月」という。）の領収書等を添えて市長に提出しなければならない。

2 前項に規定する申請書の提出期限は、サービス利用月の翌月の1日から起算して2年を経過するまでとする。

3 第1項の規定にかかわらず、市長は、同項の規定による申請がされたときから第8条の規定による交付決定の取消しをするまでの間においては、介護給付費給付実績等によって申請者に係る対象介護サービスの利用を確認することができた場合は、同項の規定による申請書の提出があったものとみなすことができる。

(平成25告示267・一部改正)

(決定及び通知)

第7条 市長は、前条第1項に規定する申請があったときは、その内容を審査し、助成金の交付又は不交付を決定し、申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により助成金の交付を決定したときは、その交付をもって前項に規定する通知に代えるものとする。

3 市長は、第1項の規定により助成金の不交付を決定したときは、介護サービス利用者負担助成却下通知書(様式第2号)により通知するものとする。

(平成25告示267・一部改正)

(交付決定の取消し)

第8条 市長は、前条第1項の規定により助成金の交付の決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 第2条に規定する対象者の要件に適合しないと認められたとき。

(2) 対象介護サービスの利用者負担額に未払いが認められたとき。

(3) 偽りその他不正の手段により助成を受けたと認められるとき。

(4) その他助成をすることが不適當であると認められるとき。

2 市長は、前項の規定により交付決定の取消しをしたときは、介護サービス利用者負担助成取消通知書(様式第3号)により当該取消しを受けた者(以下「助成取消者」という。)に通知するものとする。

(平成25告示267・全改)

(助成金の返還)

第9条 市長は、前条第1項の規定により交付決定の取消しをした場合において、当該取消しに係る部分に関し既に助成金が交付されているときは、助成取消者に対し介護サービス利用者負担助成金返還命令書（様式第4号）により期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(平成25告示267・追加)

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

(平成25告示267・旧第9条繰下)

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成22年3月23日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までに、合併前の加須市介護サービス利用者負担助成要綱（平成12年加須市告示第72号）、騎西町介護保険サービス利用料支給要綱（平成13年騎西町告示第29号。以下「騎西町要綱」という。）、北川辺町介護サービス利用者負担助成要綱（平成13年北川辺町要綱第106号）又は大利根町介護保険サービス利用料助成要綱（平成13年施行）（以下これらを「合併前の告示等」という。）の規定によりなされた決定、手続その他の行為は、それぞれこの告示の相当規定によりなされたものとみなす。

(適用の特例)

3 利用者負担の助成率の適用については、第5条の規定にかかわらず、施行日から平成22年3月31日までの間に限り、合併前の告示等の例による。

4 この告示の規定にかかわらず、合併前の騎西町が行った介護保険サービス利用料の支給（施設サービスに係るものに限る。）を受けた者が、その後も引き続き施設サービスを利用している場合については、施行日から平成23年3月31日までの間に限り、合併前の騎西町の要綱の例による。

附 則（平成 2 5 年告示第 2 6 7 号）

（施行期日）

- 1 この告示は、平成 2 5 年 1 0 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の加須市介護サービス利用者負担助成要綱の規定は、この告示の施行の日以後に行う申請に係る助成について適用し、同日前に行う申請に係る助成については、なお従前の例による。

附 則（平成 2 7 年告示第 1 1 2 号）

（施行期日）

- 1 この告示は、平成 2 7 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この告示による改正後の加須市介護サービス利用者負担助成要綱の規定は、この告示の施行の日以後に行う申請に係る助成について適用し、同日前に行う申請に係る助成については、なお従前の例による。

様式第1号(第6条関係)

介護サービス利用者負担助成申請書
(年 月分)

フリガナ			保険者番号	1 1 2 1 0 2						
被保険者氏名			被保険者番号							
生 年 月 日	年 月 日		性 別	男 ・ 女						
支 払 金 額 内 訳										
居宅介護サービス名	支 払 金 額		居宅介護サービス名	支 払 金 額						
①訪問介護	円		⑥短期入所生活介護(療養介護)	円						
②訪問入浴介護	円		⑦福祉用具貸与	円						
③訪問看護	円		⑧福祉用具購入費	円						
④訪問リハビリ	円		⑨住宅改修費	円						
⑤通所介護(通所リハビリ)	円		⑩その他	円						
支 払 金 額 合 計 (①から⑩までの合計)			円							
口座振替依頼欄	銀 行 信用金庫 信用組合 農 協		本 店 支	種 目	口 座 番 号					
	金 融 機 関 コ ー ド		店 舗 コ ー ド	1 普通						
				2 当座						
				3 その他						
	フリガナ									
口 座 名 義 人										
加須市介護サービス利用者負担助成要綱第6条第1項の規定により、関係書類(領収書等)を添えて利用者負担助成の申請をします。 年 月 日 住 所 申請者 電話番号 () 氏 名 ⑩ 本人との関係() 加 須 市 長 様										

※ 保険料を完納されていない方については、助成が受けられない場合があります。

※ 代理人が申請し、又は助成金を受領する場合は、次のとおり被保険者からの委任を受けてください。

加須市介護サービス利用者負担助成の申請・受領に関する権限を、代理人(申請者・口座名義人)に委任します。

年 月 日 (被保険者) ⑩

市記入欄

領収書 確認欄	課 税 状 況	社会福祉法人の減免	高額介護サービス費	保険料納付状況	
	1 高齢福祉年金受給者で世帯 全員が市民税非課税 2 世帯全員が市民税非課税	有 ・ 無	有 ・ 無	未納保険料 有 ・ 無 滞納保険料 有 ・ 無	
支払金額合計		高額介護サービス費		助成率	助成額
(円 - 円)		×		% =	円

加 須 市

様式第2号(第7条関係)

第 号
年 月 日

様

加須市長



介護サービス利用者負担助成却下通知書
(年 月分)

先に申請のありました加須市介護サービス利用者負担助成については、次のとおり決定しましたので加須市介護サービス利用者負担助成要綱第7条第3項の規定により通知します。

被保険者氏名		被保険者番号	
--------	--	--------	--

受付年月日		決定年月日	
決定内容	却下		
却下理由			

様式第 3 号(第 8 条関係)

第 号
年 月 日

様

加須市長



介護サービス利用者負担助成取消通知書
(年 月分)

あなたに支給している加須市介護サービス利用者負担助成については、次の理由により、
交付の決定を取り消しましたので加須市介護サービス利用者負担助成要綱第8条第2項の
規定により通知します。

被保険者氏名		被保険者番号	
--------	--	--------	--

決 定 年 月 日	
取 消 理 由	

様式第 4 号(第 9 条関係)

第 号
年 月 日

様

加須市長



介護サービス利用者負担助成金返還命令書
(年 月分)

あなたに支給した加須市介護サービス利用者負担助成について、加須市介護サービス利用者負担助成要綱第9条の規定により返還を命令します。

なお、再度助成を受けたいときは、改めて介護サービス利用者負担助成申請書に領収書等を添えて提出してください。

被保険者氏名		被保険者番号	
--------	--	--------	--

返 還 対 象 月	
返 還 額	
返 還 方 法	
返 還 期 限	

様式第 1 号（第 6 条関係）

（平成 2 5 告示 2 6 7 ・全改、平成 2 7 告示 1 1 2 ・一部改正）

様式第 2 号（第 7 条関係）

（平成 2 5 告示 2 6 7 ・全改）

様式第 3 号（第 8 条関係）

（平成 2 5 告示 2 6 7 ・追加）

様式第 4 号（第 9 条関係）

（平成 2 5 告示 2 6 7 ・追加）